

事務連絡
令和3年3月10日

介護サービス事業所 各位

山北町保険健康課長
(公印省略)

地域区分の変更について（通知）

本町の高齢者福祉の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和3年4月の介護報酬改定により、次のとおり地域区分が変更となりますので、お知らせします。

1 山北町の地域区分

令和2年度「その他」 ⇒ 令和3年度「7級地」

2 留意事項

- ・地域区分は、事業所が所在する市町村の地域区分が適用されます。
- ・令和3年4月利用以降のサービス提供に係る報酬を請求する際には、請求ソフトの地域区分を変更してください。
- ・令和3年3月利用以前のサービス提供に係る報酬を請求する際には、地域区分「その他」で請求していただく必要がありますので御注意ください。
- ・「7級地」は、令和3年度から令和5年度までの間に適用される地域区分です。
- ・地域区分を誤って請求した場合、エラーとなりますので御注意ください。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業における地域区分は、介護（予防）給付とは異なり、山北町に住民登録のある被保険者に適用されます。令和3年4月利用以降の請求は「7級地」で行ってください。ただし、住所地特例対象者については、施設所在地の市町村の単位及び単価が適用されます。

3 その他

今回の地域区分の変更に伴っての加算等の変更届（介護給付費等の請求に関する事項）の本町への届出は不要です。

問合せ先
山北町保険健康課 保険年金班
担当 内田・府川
電話 (0465) 75-3642
FAX (0465) 79-2171